

2023年10月2日

大阪市長 横山 英幸 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和
連合大阪 大阪市地域協議会
議長 木戸 茂

連合大阪大阪市地域協議会

2024年度 政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪 大阪市地域協議会は、大阪市域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいます。

そうした活動の一環として、誰もが安心して働き、生活できる元気な大阪を創り上げていく観点から、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、このたび「2024年度政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症も、感染症法上の位置づけが変更され、社会経済活動の回復が顕著となっています。一方で、長期にわたるコロナ禍において、社会システムに内在する矛盾やひずみが浮き彫りになっており、社会経済の活性化を進めつつ、社会的セーフティネットを整備していかなければなりません。

大阪経済は全体的には回復基調と言われてはいますが、企業倒産は増加傾向にあり本格的な回復には至っていません。大阪府の雇用情勢も、有効求人倍率 1.31 倍（2023年8月）、完全失業率 3.0%（2023年4-6月）とやや改善が見られるものの、有期、短時間、契約、派遣やひとり親、外国人など、不安定な立場で働く者はいまだ厳しい状況が続いています。一昨年来の物価高騰が続く中、立場の弱い方ほど生活に大きな影響を及ぼしており、引き続き生活困窮者への支援を行う必要があります。

また、現在、また、うめきた2期のまちびらきをはじめ、万博、IR といった大きな事業が大阪市域で進展していますが、そうした事業の成否が、今後の大阪にとって非常に大きな意味を持つことは言うまでもありません。とりわけ、開幕まで2年を切った「大阪・関西万博」については、大阪経済の活性化が期待される一方で、会場建設や運営経費への懸念も指摘されており、私たちとしても動向を注視しています。

このたびの要請内容は、「雇用・労働・ジェンダー平等施策」「経済・産業・中小企業施策」「福祉・医療・子育て支援施策」「教育・人権・行財政改革施策」「環境・食料・消費者施策」「社会インフラ施策」の6点を柱とした74項目の要請としています。

コロナ禍で傷んだ雇用・経済の回復、引き続きの感染対策、市民の安心・安全な生活に向けた医療・介護の基盤整備など、限りある財政状況の中ではありますが、2024年度の施策に、是非とも反映していただきたく要請いたします。

以上

2024年度 政策・制度予算に対する要請について

1. 雇用・労働・ジェンダー平等・ワーク ライフ バランス施策

- (1) 雇用対策の充実・強化について
 - ①大阪雇用対策会議の開催に向けて
 - ②人材の確保とマッチング機能の強化について
- (2) 就労支援施策の強化について
 - ①地域での就労支援事業強化について
 - ②障がい者雇用の支援強化について
- (3) ジェンダー平等社会の実現に向けて
 - ①「大阪市男女きらめき計画」の周知・広報について
 - ②女性活躍・両立支援関連法の推進について
 - ③女性の人権尊重と被害への適切な対応について *新規
 - ④多様な価値観を認め合う社会の構築について
- (4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (5) 治療と仕事の両立に向けて
- (6) 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について *独自要請

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について
 - ①中小・地場企業への融資制度の拡充について *独自要請
 - ②事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて
 - ③商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について *独自要請・新規
- (2) 取引の適正化の実現に向けて
- (3) 公契約条例の制定について

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域包括ケアの推進について
- (2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について
- (3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
- (4) 医療提供体制の整備に向けて
 - ①医療人材の勤務環境と処遇改善について
 - ②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて
 - ③地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について *独自要請
 - ④市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について *独自要請
 - ⑤休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について *独自要請
- (5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて
 - ①介護労働者の処遇改善と人材の定着
 - ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

- (6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて
- ①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少にむけて
 - ②保育士等の確保と処遇改善に向けて
 - ③地域子ども・子育て支援事業の充実にむけて
 - ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について
 - ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑥子どもの虐待防止対策について
 - ⑦ヤングケアラーへの対策について
 - ⑧児童いきいき放課後事業について *独自要請
- (7) 誰も自死に追い込まれない相談体制の強化について
- (8) 社会のセーフティネットの再構築について *独自要請
- (9) 公衆衛生研究所の機能充実にむけて *独自要請

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて
- (2) すべての子どもたちに教育を保障すること *独自要請
- (3) 子どもたちの学習環境整備について *独自要請
- (4) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について *新規
- (5) 奨学金制度の改善について
- (6) 労働教育・主権者教育の充実にむけて
- (7) 幅広い消費者教育の展開について
- (8) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について
- (9) 行政におけるデジタル化の推進について
- (10) マイナンバー制度の定着と活用について
- (11) 市民の政治参加への意識向上に向けて *新規
- (12) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて *独自要請
- (13) 区行政の充実にむけて *独自要請

5. 環境・食料・消費者施策

- (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて
- (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について
- (4) 特殊詐欺被害（加害）の未然防止の対策強化について
- (5) 「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて
- (6) 再生可能エネルギーの導入促進について
- (7) 害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実にむけて *独自要請・新規

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて

- (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について
- (4) 交通マナーの向上について
- (5) 子どもの安心・安全の確保について
- (6) 防災・減災対策の充実・徹底について
- (7) 地震発生時における初期初動体制について
- (8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について
 - ① 災害危険箇所の見直しについて
 - ② 災害被害拡大の防止について
- (9) 激甚災害時における公共インフラの早期復旧に向けた取り組み
- (10) 交通弱者の支援強化に向けて
- (11) 持続可能な水道事業の実現に向けて
- (12) 魅力ある「まちづくり」の進展について *独自要請
- (13) 鉄道立体交差事業の推進について *独自要請・新規
- (14) 大阪・関西万博開催に向けた諸課題への対応について *独自要請・新規
- (15) 都市の緑化と街路樹の計画的な管理について *独自要請・新規

1. 雇用・労働・ジェンダー平等・ワーク ライフ バランス施策

(1) 雇用対策の充実・強化について

①大阪雇用対策会議の開催に向けて

新型コロナウイルスによる雇用労働市場への影響により、人手不足が深刻化している。また従前からの生産年齢人口の減少の課題、労働者の雇用の安定と職業生活の充実、そして昨今のリスクリングやリカレント教育など、労働者がその能力を発揮するためのさまざまな雇用に関する総合的な施策を検討する必要がある。ついては、今後の雇用対策を行政・経済団体・労働団体が一体となって検討していくためにも、早急に大阪雇用対策会議の実務者会議を開催するよう大阪府に要請すること。

②人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、インバウンド対応が急がれる宿泊業や飲食業、さらには情報サービス業、医療、福祉の現場など、さまざまな業界で人材不足が深刻化しており「働き方改革」とは相反する危機的な状況となっている。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化とあわせ当事者意見をふまえた定着支援施策に取り組むこと。

(2) 就労支援施策の強化について

①地域での就労支援事業強化について

雇用の維持や働き方改革の推進などにつとめ、地域の労働課題の解消を進めるため、エリア内の関係機関の連携強化は重要である。そのために「地域労働ネットワーク」の活動の活性化が重要なことから、内実を伴った会議となるよう関係先への働きかけを行うとともに、「地域労働ネットワーク」としての具体的な取り組みについて検討を行うこと。

また、職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。とりわけ、ひとり親家庭への支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策は重要である。そのため、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用のノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所や自治体なども含め、マッチングの支援を行うこと。

さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①「大阪市男女きらめき計画」の周知・広報について

2021年3月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(2021年度～2025年度)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。

とりわけ、大阪市民に対し、SDGs の目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本計画をアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNS などでの情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう、市内の事業者に対する働きかけを行うこと。とりわけ、省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。

また、大阪市においても特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、大阪市職員の各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

③女性の人権尊重と被害への適切な対応 *新規

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけるとともに、デートDVの加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

加えて大阪市においても「性暴力救援センター・大阪 SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置に向けた検討を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

④多様な価値観を認め合う社会の構築を

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。大阪府の「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

加えて、「大阪市LGBTリーディングカンパニー制度」、「大阪市性の多様性尊重大賞」、「大阪市ファミリーシップ制度」などの取り組みについて広く市民への周知を図ること。

(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう取り組むこと。

また、労働相談については、地域実態に応じた大阪市独自の施策の拡大を求める。加えて、相談の性質上、迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム構築などについて

て検討すること。（*独自要請）

(5) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、大阪市役所においても「治療と仕事の両立支援」の充実に向けた検討を行うこと。加えて、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

(6) 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について *独自要請

大阪市は、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正していくため」、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2020年3月に「第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、様々な施策が総合的・継続的に取り組まれている。また、この総合戦略については、毎年度効果を検証し、必要に応じて改訂されることとなっている。

根拠法令となる「まち・ひと・しごと創生法」には、基本理念として「個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る」のほか「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る」ことなどが謳われている。

私たちは、まずは自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るという観点から「まち・ひと・しごと創生」の施策展開を図るべきではないかと考えており、あらためて、行政、住民、事業者など多様なステークホルダーによる連携・協働により、持続可能で魅力ある街づくりの推進と、ワーク ライフ バランスの実現が重要だと考えている。「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、そうした視点からの検証・検討を行い、推進していくことを要請する。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 中小・地場企業への融資制度の拡充について *独自要請

大阪市については、中小企業の割合が大きく、昨今の物価高騰の影響を強く受けている。中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行すること。それらの制度については、利用者の視点から、出来るだけ簡単な手続きで、効果的な制度となるよう、きめ細かな施策展開を行うこと。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大など検討し、予算措置を国などに求めること。

加えて、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など、具体的な振興策の検討を行うとともに、そうした支援策の周知と利用拡大を図ること。

② 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。

各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、早急なBCP策定が望まれる。引き続き、関係先とも連携を強化し、とりわけ中小企業に対して策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

③商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について ***独自要請・新規** ※独自要請から移動

大阪市内の商店街については、大型量販店やコンビニエンスストアなどの進出、インターネット通販の普及などにより、大変厳しい状況が続いている。商店街は、日常の「買い物の場」としてのみならず、地域の人々が交流する「公共の場」として重要な役割を果たしてきた。大阪市においても様々な施策により商店街の活性化に向けた取り組みが行われているが、これらの施策が実効あるものとあるよう、当事者のみならず、周辺住民はじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働による魅力ある「商店街」づくりに向けて施策の拡充を行うこと。

(2)取引の適正化の実現に向けて

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進すること。そのためにも各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

(3)公契約条例の制定について

公契約が、各種法令の遵守により適正に行われる事は、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、加えて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた、人権デュー・デリジェンスへの配慮が確保されなければならない。

加えて、公契約のもとで働く、全ての労働者に対して適正な賃金水準・労働諸条件を確保することは、公共サービスの質の担保だけでなく、地域経済の活性化にも有効である。

すでに「公契約条例」を制定した自治他の事例なども参考に、条例の制定にむけた検討を行うこと。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

また、「第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、2023年度までの施策の進捗状況を検証し、その総括を踏まえて、より実効性のある計画を策定すること。

(2)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、国・府に対しては、必要な予算の確保と財政支援の拡充を要請すること。また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者へ

の経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次後期）」を大阪市民にさらに広く PR する取り組みを行うこと。とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆる AYA 世代における積極的な受診を促すため、AI を活用した受診勧奨の取り組みの強化など、様々な施策を行うこと。

また、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNS の活用など積極的な情報発信を行うこと。加えて、SDGs の目標の一つである「すべての人々に健康と福祉を」をめざして保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

(4) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、離職した医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・蔓延期・回復期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

③ 地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について

* 独自要請

コロナ禍を経て「医療」「健康」への関心が高まっている。そして、大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになった。

とりわけ大阪においては、コロナ禍において、医療現場・行政現場をはじめとした様々な関係者の懸命な努力にもかかわらず、死亡者数や人口当たりの死亡率が全国一という不名誉な状況となった。我々としては、今後こうした事態とならないよう事案への検証をつぶさに行い、対策を講じる事が重要であると考

えている。そうした観点から、以下の項目について要請する。

なぜ他の自治体に比べ多くの死亡者数を出すこととなったのか、今後、適切に対応するためにも、広範な視点からの徹底的な検証・検討を要請する。

また、検証にあたっては、時間外勤務の状況や、労働時間管理など労務管理の面からの検証も要請する。加えて、緊張感の中での長時間労働が強いられたことから、メンタルヘルスの状況など、労働安全衛生の観点からの検証についても要請する。

そうした検証の上で、改めて、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、地域医療の充実と、感染症のパンデミックに備えた保健所の体制整備を行うこと。

④市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について ***独自要請**

市民病院が、地域医療拠点として安定的に運営できるよう、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。具体的には、大阪市民病院機構が掲げる「大阪市中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化」「継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努める」などの基本方針が達成できるよう大阪市から十分な運営交付金を交付するよう要請する。

⑤休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について ***独自要請**

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもある。

大阪市として休日急病診療所の充実と増設など独自の改善策を講じるべきであり、必要な措置を講じるよう要請する。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

①介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための支援や、介護労働者に対するキャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるような施策を講じること。加えて、また、介護労働者の職場環境を改善すべく、事業所に対しては、労働法令等を順守させるとともに、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、実効性ある機能を発揮できるよう支援を行とともに、地域包括ケアシステムの中核機関として、大阪市直営の地域包括支援センターの設置についても検討を行うこと。また、地域包括支援センターが、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持っていることについて、地域住民の認知度向上のための広報を強化すること。

加えて、包括的・継続的な支援のための優秀な専門職員の確保は重要な課題であり、処遇改善のための助成を検討するなど人材確保に向けた施策を検討すること。

また、高齢者がいきいきと生活できる環境整備と、子どもの豊かな情操を育むことなどを目的とした、

高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

良好な子ども・子育て環境の構築をめざし、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための支援を強化すること。

さらに、保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。加えて、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などを徹底するとともに、認可施設への移行を進め、保育の質を確保すること。

また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底し、市町村や事業者、保護者の声を聞くなど、新たな課題や好事例などが抽出できる仕組みを構築し、保育の質を向上させるための施策を展開すること。

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「子どもの貧困」の解消に向け、「大阪市こどもサポートネット」について、実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に受けれる体制の構築を行うこと。また、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間の相談体制について充実を行うとともに、行政手続きの簡素化を図ること。

加えて、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

また、医療費についても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在しており、子どもに関する医療費の全額無償に向けた制度整備を行うこと。（*独自要請）

一方、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっている。大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。さらに、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ないエリアに対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた施策を進めること。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待件数が増加しており、悲惨な事案も発生していることから、児童相談所の権限を強化に向けた検討を国に強く求めること。また、市民に対して「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。

また、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など「こども相談センター」の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

⑦ヤングケアラーへの対策について

「ヤングケアラー」については、具体的な事例や概念について広く周知を行い、学校や地域での早期発見につながるよう、理解促進を進め、実態把握を行うこと。

その上で、具体的な事案に対しては、子どもたちの教育機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。

とりわけ「ヤングケアラー」は、自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合も多く、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

⑧児童いきいき放課後事業について

*独自要請

「児童いきいき放課後事業」については、現状では、就労する保護者のニーズに答えられているとはいえないとの認識である。とりわけ、コロナ禍を経て、子どもたちの生活環境にも大きな変化が起きており、なかでも「子どもの貧困率」が高い大阪においては、そうした影響が顕在化している。

私たちは、大阪市の放課後児童施策について、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスからの観点や、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要であると考えている。「児童いきいき放課後事業」に対して、事業が充実するような予算措置が行われるよう要請する。

(7)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、「こころの健康相談統一ダイヤル」などの相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、関係機関や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(8) 社会のセーフティネットの再構築について

*独自要請

コロナ禍を経て、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。そうした背景の一因として、本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティネットが、必要な人々に届きにくい現状があると考えている。

私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「福祉」に対する関心は高く、行政として社会のセーフティネットをどの様に担保していくのかが大きな課題であると考えている。

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所をはじめとした各種相談体制の充実が図れるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われることを要請する。

(9) 公衆衛生研究所の機能充実について

*独自要請

この間、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな健康危機事象への関心の高まりを受け、全国的に地方衛生研究所の機能強化が叫ばれている。大阪市として「西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能」が担保できるよう、多種多様な健康危機事象に対処するには施設や検査機器等が継続して整備されることが重要である。加えて「(地独) 大阪健康安全基盤研究所」がその機能を十分に発揮するためには有能な人材確保も大切な課題である。「(地独) 大阪健康安全基盤研究所」の検査研究環境が恒常的に整備され、優秀な研究者が就業を希望するよう、「(地独) 大阪健康安全基盤研究所」の機能強化に向けた必要な予算措置が講じられることを要請する。また、そうした予算措置を行う場合は、現場実態を踏まえた対応となるよう合わせて要請する。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、教育の質の向上と子どもの豊かな学びのために、少人数学級の実現をめざし、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守するよう、有効な対策を講じること。また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行うこと。また、SC、SSWの十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(2) すべての子どもたちに教育を保障すること

*独自要請

「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化している。保護者の経済力が、学力に大きく影響するということは、これまでの様々な調査で明らかになっている。また、私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートにおいても、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として、社会的弱者への学習機会の保証などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など、すべての子どもたちに教育を保障するために、経済的負担を軽減し、学習の機会と学力の底上げとなるよう、必要な措置を講じるとともに、早急に教育費の完全無償化を行うこと。

(3) 子どもたちの学習環境整備について ***独自要請**

大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実に向けて取り組むことを要請する。

(4) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について ***新規**

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校園における更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

(5) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を国に対して強く求めること。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度や、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討など、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。

(6) 労働教育・主権者教育の充実について (* 部分は独自要請)

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、中学生を対象とした労働教育の充実、カリキュラム化を求めること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための若年層からの主権者教育を充実させること。さらに、そうした講義の講師については労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を設定すること。

(7) 幅広い消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生をも対象とした消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

(8) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

人権が尊重され、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざし、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の主旨を広く市民に周知するとともに、ヘイトスピーチをゼロにするために、啓発、周知活動などに取り組むこと。

また、近年インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、インターネットリ

テラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援など、大阪市としても実効性ある施策を推進すること。

(9) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。加えて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(10) マイナンバー制度の定着と活用について

マイナンバー制度が、公正・公平な社会基盤とし定着し、市民にとって有用なものとなるよう、運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関して適切な取扱いを行っていくこと。

また「マイナンバーカード」の普及促進については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。

「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう国に要請すること。

(11) 市民の政治参加への意識向上に向けて

有権者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式への変更を検討すること。不在者投票手続きについては郵送に代わるしくみを検討すること。加えて、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会の連携により、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(12) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて

***独自要請**

大阪経済は、コロナ対策が新たなステージに移行した事により全体的に回復基調ではあるものの、物価高騰の影響による個人消費の落ち込みや、労働力不足の影響を受けている産業などもあり、今後の見通しは不透明な状況となっている。一方で、2025年の大阪関西万博を見据えた多額の公費負担も想定されており、これらの状況が、大阪市の財政に影響を及ぼすことを危惧している。

自治体財政の硬直化は、市民生活に直接影響を及ぼすこととなる。そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になっては本末転倒である。何よりも、市の財政状況と指摘したような公費負担がどのような影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要である。今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。

また、補正予算の編成にあたっては、二元代表制の意義をふまえ、議会における十分な審議を経て議決によって執行すること。

(13) 区行政の充実について

***独自要請**

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

大阪市が取り組んできた「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録飲食店舗の拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」を実践による「生ごみ3きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食需要の増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を拡大すること。とりわけ「フードドライブ」による、フードバンク活動の支援の実績について公表し広報・啓発に努めること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。加えて、活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的には、独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(4) 特殊詐欺被害（加害）の未然防止の対策強化について（* 部分は独自要請）

大阪市では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

一方で、SNSなどを利用した、いわゆる「闇バイト」といった事件では、知識がない事を利用され、意図せず重大犯罪の加害者となってしまう事案も発生している。若年層を中心に強く注意喚起を行うこと。

これらの周知にあたっては、この間、ホームページやSNSなど、幅広い広報媒体を活用して周知がはかられているが、若年層については、SNSなどを活用したプッシュ型の啓発について検討を行うこと。また、高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。

(5) 「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」がめざす「2050ゼロカーボンおおさか」に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心

としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

2021年3月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。具体的には、調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

また、「再エネ100宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発などを行うこと。

(7) 害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実について *独自要請

繁華街の近隣エリアを中心に害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。病害虫の媒介の恐れもあり、生活環境への悪影響が懸念されている。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(2) 安全対策の向上に向けて。 （* 部分は独自要請）

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

とりわけ、可動式ホーム柵等の整備個所については、基本的には事業者が設置個所の検討を行うものではあるが、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道などもあり、行政としても事業者との協働による優先整備などの取り組みについても検討すること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、事業者の人的負担も増加しており、行政、民間、地域の協働による「社会全体で支えていく仕組み」の取り組みを進めること。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通運輸産業のいわゆる「2024年問題」については、国民生活を支えるインフラに関する課題であり、大きな社会的問題となっている。大阪市としても、安全運行確保の為に交通安全対策や環境対策等に関する運輸事業振興助成補助金の継続など、必要な措置がおこなわれるよう要請する。

(4) 交通マナーの向上について

コロナ禍を経て、多様な形態の宅配業者が増加しており、事故への懸念も増加している。それらの要因の一つとして、自転車や電動キックボードなどの新たなモビリティの運転マナーの問題も指摘されている。

事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者、新たなモビリティの利用者への法令遵守

やマナー向上のための周知・徹底を図ること。とりわけ、新たなモビリティについては取り締まりの強化、購入時の講習実施などを行うこと。

また、2023年4月以降、自転車の運送の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のための施策について検討を行うこと。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知のため、交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について

ハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。また、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

災害時における避難所についての環境整備を進めるとともに、被害を低減させるための施設・装備を充実し、感染症対策も踏まえた災害発生時に機能しうる医療体制の整備・強化を行うこと。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

また、地域における防災の担い手となる、「防災士」の資格取得を促すための取り組みを行うこと。とりわけ防災対策にジェンダーの視点を取り入れる点から「女性防災士」の取得の促進をはかること。

(7) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。大阪市においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、緊急時の初動体制として十分な対応できる人員体制となっているのか検証と対策を行うこと。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるように日常的に市町村間の連携を行うとともに、少なくとも24行政区においては、「直近参集」が有効に機能するようすること。

加えて、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

① 災害危険箇所の見直しについて (* 部分独自要請)

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要なので、区の防災担当の機能強化を行うこと。

②災害被害拡大の防止について （＊ 部分独自要請）

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と適切な情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。とりわけ、事業活動の休止を発令する場合、現場が混乱を来すような情報発信は、市民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂の流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例も多く、こうした複合災害により発生した被害に関しては、復旧を事業者任せにすることなく、国・府などとともに一体的・包括的な対応が可能となるよう取り組むこと。また、設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

また、大規模災害時に踏切が閉じたままになってしまうことで救急や消防などの対応に遅れが生じないように、実行性のある対応を進めること。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がいる。そうした移動困難な事象を抱えている市民が、必ずしも鉄道やバスの利用が容易に利用できるエリアに居住していると言えない状況にある。そうした立場に置かれている「交通弱者」に対して、誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を検討すること。

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」【改訂版】については、当該施策について地域住民に広く周知すること。

(12) 魅力ある「まちづくり」の進展について ＊独自要請

大阪市においては、市内中心区域を中心として、児童数の減少を理由として学校の統廃合が行われた後、大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、急遽校舎の増築などを余儀なくされているなどの事象が発生している。

無秩序な開発により、結果として都市の魅力と機能を損なうことを危惧しており、大阪市としての住民目線からの街づくりのランドデザインが必要である。計画の策定に当たっては、住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、魅力あるまちづくり計画とすること。

(13) 鉄道立体交差事業の推進について ＊独自要請・新規

- ・城東区：JR 学研都市線
- ・住吉区：南海高野線

鉄道路線は非常に重要な公共インフラであるが、地平を走る区間については、踏切による交通渋滞の発生など、市民生活に影響も与えている。こうした状況を改善するには立体交差事業の着実な進展が必要である。現在、大阪市内においては東淀川区の淡路駅を中心に立体交差事業が行われているが、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、いまだ事業化されていない京橋駅近傍の JR 学研都市線や、住吉区を走る南海高野線について立体交差事業を実現してほしいとの要望が多く寄せられている。大阪市としてこれらの区間の立体交差化に向けた検討状況を明らかにし、早急に事業化を行うこと。

(14) 大阪・関西万博開催に向けた諸課題への対応について ***独自要請・新規**

- ・大阪・関西万博開催時の交通環境の機能確保について

2025 年大阪・関西万博の会場となる「夢洲（ゆめしま）」については、万博の開催期間中、約 2800 万人の来場者を想定し、1 日あたりでは最大 28 万人の来場が見込まれている。万博開催に向け地下鉄延伸や周辺の橋の拡幅などが行われているが、それでも深刻な混雑や渋滞を引き起こすことが危惧されている。

会場に隣接してコンテナ物流の拠点もあり、渋滞などが発生すれば万博のみならず市民生活にも影響が生じる恐れがある。また、地下鉄についても来場者のピーク時には相当な混雑も予想されており、生活路線でもあるメトロ中央線において通期・通学といった一般利用客への影響も想定される。加えて、シャトルバスについても運転手の確保が困難な状況であるとも言われており、円滑な運航ができるのか疑問を呈さざるを得ない。ついては、大阪・関西万博に関わって、すべての来場者が、快適に入退場が可能となることに加え、市民生活への影響をきたすことのないよう、交通環境の機能整備を行うこと。

- ・建設工事

大阪・関西万博の開幕が 2 年後に迫る中、建設資材の高騰や工事に従事する人材不足などにより建設計画に大幅な遅れが生じているといわれている。建設業界からは開幕に間に合わせるためには十分な工期を確保することが不可欠だとして、博覧会協会に対して工事に関する情報の開示とともに、パビリオンを建設する予定の外国政府に対しても速やかな発注などを求めている。

こうした状況への対応が求められているが、一部で報道されたような労働時間上限の撤廃などによって、労働者に対して長時間労働を強いることで解決しようとすることは断じて容認できない。

また、会場建設費の総額も、高騰が続いており予算の増額が行われている。こうした経費は、国と大阪府・市、経済界が 3 分の 1 ずつ負担する仕組みで、多額の公費投入が懸念されている。

万博関連事業に関しては、働く者へのしわ寄せを行うことなく、あらゆるワークルールを順守すること。加えて、公費に関する予算増については最低限にとどめるとともに、市民に対して納得の行く説明を行うこと。

(15) 都市の緑化と街路樹の計画的な管理について ***独自要請・新規** ※独自要請から移動

街路樹は、美しく統一感のある街並みを創出するとともに、都市の季節感を演出し、日照・風などの微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与している。加えて、都市緑化の推進にも寄与してきた。一方で、近年、大量の街路樹が伐採されており、2024 年までに 1 万本の街路樹を伐採する計画もあると言われている。

街路樹については、台風などの影響により倒木する恐れのある木を伐採するなど、計画的な管理が必要で

あるとは認識しているが、長年、親しまれてきた緑を無くすような事については、地域住民の理解を得ることは何よりも重要である。私たちが市民を対象に行った意見交換会では、港区の通称「桜通り」の桜並木の撤去などについて「公費による管理は出来なかったのか」といった意見も挙げられている。

私たちは、街路樹の伐採により、結果として都市の魅力が損なわれることを危惧している。そうした事とならないためにも、大阪市が緑の豊かな街となるよう、住民目線からの都市緑化に向けた方向性などが定められ、広く市民に対して周知されることが必要である。大阪市として良好な都市環境の実現のため、これまでも増して都市緑化が進展するよう要請する。

以 上